

須賀川市防災士資格取得奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、地域における防災の担い手となる防災士の養成を促進することにより、災害に強いまちづくりに資することを目的とし、防災士の資格を取得する者に対し、これに要する経費について、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で奨励金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において防災士とは、特定非営利活動法人日本防災士機構（以下「防災士機構」という。）に認証登録された者をいう。

(交付対象者)

第3条 奨励金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有すること。
- (2) 防災士機構が認証した研修機関（以下「防災士研修機関」という。）が実施する防災士研修講座（以下「防災士研修講座」という。）を受講し、防災士の資格を取得した者
- (3) 市内の自主防災組織に所属する者又は市内の町内会若しくは行政区に加入している世帯に属する者で、当該自主防災組織の代表者又は町内会若しくは行政区の長の推薦を受けた者
- (4) 防災士の資格を取得後、防災に係る指導的な役割を担う者として自主防災組織又は町内会若しくは行政区で最低5年間活動することに同意できる者
- (5) 防災士の資格を有する旨の情報を、市から消防機関、自主防災組織、町内会、行政区等の防災活動団体に提供することについて同意できる者
- (6) 市からの要請に応じて、防災に関する活動や災害対応活動への協力に同意できる者
- (7) 防災士の資格取得に関し他の助成制度による財政的支援を受けておらず、かつ、受ける予定のない者
- (8) 須賀川市暴力団排除条例（平成24年条例第29号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等に該当しない者
- (9) 市税等について滞納のない者

(対象経費)

第4条 奨励金の交付対象となる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 防災士研修講座受講料
- (2) 前号の講座の受講に必要な教本の購入費
- (3) 防災士機構が実施する防災士資格取得試験の受験料
- (4) 防災士機構の防災士認証登録料
- (5) 別表に掲げる研修受講地で開催される防災士研修機関が実施する講座の受講に係る交通費及び宿泊料として同表に掲げる金額
- (6) その他市長が認める経費

(奨励金の額)

第5条 奨励金の額は、前条に規定する対象経費の合計額とし、84,000円を限度とする。

(交付申請)

第6条 奨励金の交付を受けようとする者は、須賀川市防災士資格取得奨励金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 防災士認証状又は防災士証の写し
- (2) 第4条各号に掲げる経費の支払を証する書類の写し（交通費を除く。）
- (3) 受講票等受講会場がわかる書類
- (4) 須賀川市防災士資格取得奨励金推薦書（第2号様式）
- (5) 運転免許証その他の住所及び氏名が確認できる書類の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の交付申請書の提出期限は、防災士の認証登録を受けた日の属する年度の翌年度3月31日（その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたるときは、それらの日の前日）までとする。

3 第1項の規定による申請は、1人につき1回限りとする。

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条の奨励金の交付申請があったときは、その内容を審査し、奨励金の交付又は不交付を決定し、須賀川市防災士資格取得奨励金交付（不交付）決定通知書（第3号様式）により当該申請者に通知するものとする。

(奨励金の請求)

第8条 前条の規定により奨励金の交付決定の通知を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、交付決定の日から14日以内又は当該年度3月31日のいずれかの早い日までに須賀川市防災士資格取得奨励金交付請求書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求があったときは、その内容を確認し、奨励金を交付するものとする。この場合において、市からの振込を持って、交付対象者に対する奨励金の額の確定通知とみなす。

(交付決定の取消し及び奨励金の返還)

第9条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、奨励金の交付を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により奨励金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したと認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に奨励金を交付しているときは、期限を定めて返還を命じることができる。

3 市長は、前2項の規定により、奨励金の交付決定を取り消し、又は奨励金を返還させるときは、須賀川市防災士資格取得奨励金交付決定取消通知（兼返還命令）書（第5号様式）により交付対象者に対し通知するものとする。

(活動努力)

第10条 この要綱により奨励金の交付を受けて防災士の資格を取得した者は、防災士研修講座において取得した防災に関する知識及び技術の活用並びに防災士としての資質向上に努め、防災に関する活動、災害対応活動等に協力しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
(須賀川市防災士資格取得補助金交付要綱の廃止)
- 2 須賀川市防災士資格取得補助金交付要綱（令和3年4月1日施行）は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この要綱による廃止前の須賀川市防災士資格取得補助金交付要綱の規定に基づき交付された補助金は、この要綱の規定により交付されたものとみなす。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

研修受講地	交通費積算	宿泊料積算	奨励金対象額
福島県外	職員等の旅費に関する条例(昭和41年須賀川市条例第7号)及び職員等の旅費の支給に関する規則(昭和41年須賀川市規則第9号)に規定する最も経済的な通常の経路及び方法による往復の鉄道賃とし、新幹線指定席利用料金も含め、研修受講地の方角により北は須賀川駅仙台駅間、南は須賀川駅東京駅間、西は須賀川駅新潟駅間の鉄道賃を上限とする。	職員等の旅費に関する条例及び職員等の旅費の支給に関する規則に規定する宿泊料一夜分	左記の交通費及び宿泊料を合算した額の8割の金額。なお算出した金額に千円未満の金額がある場合はこれを切り捨てる。
福島県内	職員等の旅費に関する条例第18条に規定する日当の額		

備考

- 1 研修受講地が福島県外の場合は、交通手段に関係なく往復の鉄道賃を交通費として積算する。
- 2 研修受講地が福島県内の場合は、原則、宿泊を認めない。